

犯罪手口資料の取扱いに関する訓令

〔最終改正 令和 2 . 2 . 20 京都府警察本部訓令第 4 号〕

(概要)

犯罪手口資料取扱規則（昭和57年国家公安員会規則第 1 号）及び犯罪手口資料取扱細則（平成15年警察庁訓令第11号）を実施するため、必要な事項を定めたものであります。

その内容は、

- 手口記録の作成
- 被害記録の作成

等です。